

関川村むらづくり基本条例 逐条解説

前文

第1章 総則(第1条～第2条)

第2章 基本原則

第1節 基本原則(第3条～第5条)

第2節 村民の役割(第6条～第7条)

第3節 コミュニティ及び集落の役割(第8条～第10条)

第4節 議会の役割(第11条)

第5節 村の役割(第12条～第15条)

第6節 自治体間の連携及び村外の人々との交流(第16条)

第3章 情報の共有(第17条～第18条)

第4章 参画・協働(第19条～第20条)

第5章 行政評価等(第21条)

第6章 推進機関等(第22条～第25条)

附則

前文

関川村は、自然や資源の豊かな村です。長い歴史のなかで、先人たちは苦難と努力によって今日の豊かさを培ってきました。

私たちは、先人が与えてくれた恵みを基礎として、住んでいる人々が自信を持ち誇れる村にするため、一人ひとりが知恵を絞り汗を流してその実現に向けて立ち上がります。

私たちは、行動の指針として関川村村民憲章(平成10年3月17日制定)を掲げ、その推進に向けて努力します。

私たちは、ここにむらづくりの基本を明らかにするため、この関川村むらづくり基本条例を制定します。

【説明】

- ・ この条例は、数多くある村条例のなかでただひとつの「前文」を持つ条例です。「前文」は、この条例の全体を表す理念であるとともに、村の行政にかかわる者の権利と義務を規定し、合わせてむらづくりにかける「村民の決意」を表明するものでもあります。
- ・ 「前文」に関川村村民憲章を行動の指針と位置づけています。村民の基本理念だけを規定するのであれば村民憲章とかわりありませんが、制度にまで及ぶ規定が盛り込まれた条例は、村民憲

章とは違います。この条例の内容はすべて新たに運用するものではなく、すでに制定された条例に盛り込まれているものもありますが、それぞれの条例は、上位条例であるこの条例の個別条例という位置づけとなります。

- ・ 村民憲章を掲げると次のとおりです。

《関川村村民憲章》 — 平成 10 年 3 月 17 日制定 —

関川村は、山と川と湯の里として、大自然の恩恵と、先人たちの努力により発展を遂げてきました。

わたしたちは、こうして受け継いだあらゆる恵みに感謝し、豊かで住みよい活気あるむらづくりに努め、輝かしい未来を築き上げることを誓い、ここに村民憲章を制定します。

わたしたちは、

- 一、自然を大切にし、うるおいに満ちた美しい村をつくります。
- 一、恵まれた資源を生かし、活気ある産業の村をつくります。
- 一、郷土を愛し、創造力豊かな村をつくります。
- 一、教養を高め、心豊かな村をつくります。
- 一、心と体を鍛え、生きがいのある村をつくります。
- 一、思いやりの気持ちをもち、温もりのある村をつくります。

【具体的な取り組み】

- ・ 関川村自立のためには、住民自治の基本原則を定めたこの条例の主旨を村民みなさんに理解してもらうことが大切です。また、この条例の「こども版」を通じて、小中学校時代からむらづくりについて身近に考えてもらうようすすめます。
- ・ 村のホームページや広報せきかわなどに掲載し、大勢のみなさんに知っていただくように努めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、関川村のむらづくりにおける、村民、議会及び村の役割を明らかにし、住民自治の基本原則を定めることを目的とする。

【説明】

- ・全国各地で制定されている自治基本条例の対象を大別すると、「議会」を含めたものと含めないものがあります。むらづくりは、村民、議会、村がそれぞれ協力しあって成しえなければなりませんので、村の条例では「議会」を含めたものになっています。
- ・この条例の目的は、主権者である「村民」、間接民主主義における村民の代表である「議会」、基礎的な公共サービス提供の主体となる「村」が、むらづくりのためにそれぞれどんな役割を担うのか、どんな義務があるのかについて定めることにあります。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------|---|
| (1) 村民 | 関川村に住んでいるもの及び村内に根拠(拠点)を置く法人その他団体をいう。 |
| (2) 村 | 村長及行政委員会の村執行機関全体をいう。 |
| (3) 住民自治 | 主権者としての村民が、主体的に地域課題等の解決に向けてともに考え行動することをいう。 |
| (4) むらづくり | 前文に掲げた理念を住民自治に基づいて実現することをいう。 |
| (5) 協働 | 村民や団体がそれぞれ果たすべき責務と役割を自覚し、相互に助け合い、協力することをいう。 |
| (6) 参画 | 村の実施する施策や事業等の計画策定、実施等における参加をいう。 |
| (7) コミュニティ | 村民がお互いに助け合い、育みあう心豊かな生活を送ることを目的として、自的に結ばれた組織をいう。 |

【説明】

- ・「村民」とは、関川村に住んでいるすべての人をいいます。また、村内にある法人なども、むらづくりにあたっては、重要な村民の一員であることから、村民の対象としています。
- ・「村」とは、執行機関全体を指しています。村の執行機関には、村長のほかに教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会などがあり、これらを総称して「行政委員会」といい、法律によって設置が義務づけられています。

第2章 基本原則

第1節 基本原則

(基本原則)

第3条 村民、議会及び村は、この条例を村の最高規範として尊重する責務を負い、それぞれの立場でむらづくりを推進するものとする。

【説明】

- ・ 村民、議会、村は、この条例を関川村の最高規範(村の憲法)として尊重する役割を担い、この条例を基本原則にむらづくりを推進するものです。

【具体的な取り組み】

- ・ この条例が、関川村での最も上に位置する「規範(定め・きまり)」であることを常に意識するよう、様々な文書に書いたり、キャッチフレーズを定めたりして、村民、議会、執行機関みんなでその浸透に努めることとします。

(人権の尊重)

第4条 村民、議会及び村は、憲法で定める基本的人権を尊重し、すべてにおいて一人ひとりの人権に配慮しなければならない。

【説明】

- ・ 日本国憲法では基本的人権や法の下での平等について次のように書かれています。
「第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」
「第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済又は社会的関係において、差別されない。」
- ・ また、平成8年に公布された人権擁護施策推進法は、憲法で定める基本的人権を守り、人権の擁護に関する施策の推進について定めています。
- ・ 基本的人権が尊重される社会にするため、村民、議会、村は、むらづくりの基本原則に改めて人権を尊重するよう定めています。

【具体的な取り組み】

- ・ 様々な年代階層で実施される研修会、講座などの機会や学校の授業などで、人権尊重の大切さについて取上げるようにします。
- ・ 様々な人権問題について、相談できる機会を提供します。

(むらづくりの規範)

第5条 村民及び村は、むらづくりにあたっては次に掲げる規範に基づき、それぞれの役割と責務に応じ、行動するよう努めるものとする。

- (1) むらづくりは、村民と村との信頼を深めることにより進めるものとする。
- (2) むらづくりは、村民相互の信頼及び連帯を深めることにより進めるものとする。
- (3) むらづくりは、男女が共同で参画することを原則とする。
- (4) むらづくりは、村民世代間相互の理解を深めることにより進めるものとする。
- (5) むらづくりは、文化の多様性を尊重して進めるものとする。
- (6) むらづくりは、村民の健康の増進及び地球環境の保全に配慮して進めるものとする。
- (7) むらづくりは、地域の個性を尊重して進めるものとする。
- (8) むらづくりは、村内に働く者及び村出身者等の協力を得て進めるものとする。

【説明】

- ・ むらづくりの規範(基本理念)として各分野にわたった行動指針を定めています。村と村民や村民どうしの信頼と社会連帯を基本としつつ、男女共同参画、世代間の理解なども重要視しています。
- ・ むらづくりの行動については、村には様々な文化があるのでそれらを尊重し、また地域(集落やコミュニティなど)の個性を尊重しながら、その存在を広くアピールすることが必要です。
- ・ 具体的な項目として、村民の健康増進と地球環境の保全の2点を掲げています。むらづくりは村民だれしものが健康であってこそ推進できるものです。また、後世の人々のためにも、いま地球に住んでいる私たちは地球環境に十分な配慮をしなければなりませんので、それについても規定しています。

【具体的な取り組み】

- ・「村民と村との信頼を深めること」 — 行政全般で村民みなさんの理解を得られる仕組みづくり、計画を定めて取り組みます。村の幹部が出向く集落懇談会の開催、入りやすい役場づくり、積極的な情報公開、確実に迅速な事務処理、集落要望への回答など、住民本位の行政を推進するなかで、信頼関係を深めるようにします。
- ・「村民相互の信頼及び連帯を深めること」 — コミュニティ活動、集落活動などへ積極的に参加してもらうよう、関係団体に対しての支援を通じて促進に努めます。
- ・「男女が共同で参画すること」 — 村の各種委員会委員など公職への女性の起用を積極的に行うほか、男女が協力しあってむらづくりに参画できるようにします。
- ・「村民の世代間相互の理解を深めること」 — 村全体の各種会合やスポーツなどを通じ、また家族単位、集落内やコミュニティの催しなどを推奨して世代間の交流を進めるなかで、世代間相互の理解を深めるようにします。
- ・「文化の多様性を尊重」 — 外国から住民になっている方や仕事などで訪れている外国人、また全国各地から村に訪れる人など、人々の交流が増加していますが、村のしきたりや文化を一方向的に押しつけることなく、お互いに育った国や土地の文化を尊重しなければなりません。コミュニティ活動や集落活動、また生涯学習活動などで、それらに配慮した取り組みを行うようにします。
- ・「村民の健康の増進」 — 国では健康増進法を制定し、「健康日本21」という計画を策定して推進しており、村でも健康づくり推進協議会で「健康せきかわ21」という健康づくり計画を策定しました。その計画に基づいて、食、運動、意識改革、教育など様々な分野で村民の健康づくりに向けた取り組みを進めます。
- ・「地球環境の保全」 — 地球環境を良くすることの大切さについて意識を高める取り組みを進めます。スローライフ運動、省エネ、リサイクル、ごみの不法投棄の排除、ゴミを減らす運動、ゴミの有効利用など、取り組む課題はたくさんあります。
- ・「地域の個性を尊重」 — 文化の多様性を尊重することと共通する部分がありますが、歴史ある伝統を大切にしながらそれを継承しながら、新しい取り組みができるようにします。
- ・「村外の方からの支援、協力」 — 村内で働く方(村外からの勤務者等)や、全国各地で活躍する村出身者の方などの支援、協力を得ながらむらづくりを進めます。

第2節 村民の役割

(村民の権利)

第6条 村民は、住民自治の主体として、むらづくりをする権利を有する。

【説明】

- ・ むらづくりへの村民の参加は、当然の権利であることを定めています。これは権利ではありませんが、義務ではありません。機会均等を保障するものです。

(村民の義務)

第7条 村民は、法令に規定する義務を誠実に守り、自主的な村民の活動をお互いに尊重するとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 村民は、その権利の行使にあたっては常に村民全体の公共の福祉、次世代への責務及び村の将来に十分配慮しなければならない。

【説明】

- ・ 村の執行機関や村議会については法令により細部にわたる義務が定められていますし、国民にもそれぞれの義務が定められています。その法令に定める義務を誠実に守り、自主的な村民の活動をお互いに尊重し、そして信頼関係を保つために重要な「自らの発言と行動に責任を持つ」ことを規定しています。

第3節 コミュニティ及び集落の役割

(コミュニティの役割)

第8条 村民は、むらづくりを多様に支えることができるコミュニティの役割を認識し、その活動を尊重するとともに、積極的に参加するものとする。

【説明】

- ・ 近隣のつながりは日常生活のうえでとても重要です。村内では昭和58年11月に「霧出郷コミュニティ振興協議会」(※現在は霧出コミュニティ)が設立されて以来、平成10年6月「コミュニティゆさわ」まで全村9地区で組織が結成されています。
- ・ コミュニティ組織の自主的な活動は、むらづくりにおいて重要な役割を果たすものであり、村民みんなでその役割を認識するとともに、活動を尊重し、積極的な参加を促すものです。

【具体的な取り組み】

- ・ 各コミュニティの活動内容を村民のみなさんに広報せきかわなどを通じて積極的にお知らせし、それぞれの活動の参考にしてもらいます。
- ・ 各コミュニティ間の情報交換を目的に設立した村コミュニティ連絡協議会を通して、共通の問題や課題についていっそう議論ができるようにします。

(集落の役割)

第9条 村民は、長い歴史を持ち生活の基盤でもある集落の役割を認識し、活力ある集落づくりのために積極的に参加するものとする。

【説明】

- ・ 少子高齢化や学校統合など取り巻く環境が変化するなか、村民の生活拠点となる集落は、今後も重要な役割を担うものです。活力ある集落づくりのために、村民一人ひとりが積極的参加することを促しています。

【具体的な取り組み】

- ・ 集落の役員の引き受けてに苦労している集落があると思います。集落を支えるリーダーは、村の自立にとっても重要な役割を果たします。後継者育成を含めた研修会や考える機会を設けます。

(むらづくり活動への支援)

第10条 村は、コミュニティ、集落及びむらづくりについて自主的な活動をする団体等に対し、その活動に対して技術的支援、財政的支援その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 村は、村民のむらづくりに参加する意識の高揚を図るため、むらづくりに関する講座、講習会等の学習の機会を確保し、その生涯学習を推進しなければならない。

【説明】

- ・ 村は、むらづくり活動への支援として、コミュニティ組織や集落、そしてむらづくりについて自主的な活動をする団体等に対して、ノウハウの提供、財政的支援、その他の必要な支援を積極的に行うものです。
- ・ むらづくりに参加する意識を高めるため、学習活動を実施するなどの規定を盛り込んでいます。

【具体的な取り組み】

- ・平成元年に定めた「むらづくり総合推進事業」をさらに拡充して、様々な活動を支援します。時代の変化に対応した「ソフト事業」にも力を入れます。

第4節 議会の役割

（議会の役割）

第11条 地方自治法に基づいて村の議決機関として設置されている議会は、住民自治における役割を認識して活動しなければならない。

2 議会は、村民の多様な意思を反映するため、常に村が適正な行政運営を行っているかを監視するとともに、村民に対してそれを明らかにしなければならない。

3 議会は、議決した事項にあっては、適正かつ迅速に推進されるよう村の活動に理解を示し、その督励に努めるものとする。

4 議会は、公開とし、村民に開かれた議会となるように努めるものとする。

【説明】

- ・昭和21年11月3日に公布され、翌年5月3日に施行された日本国憲法は、全103条の条文の中に第8章として地方自治を掲げ、第92条から第95条までの4条にわたって地方自治について定めています。議会は憲法第93条によって設置が規定されており、議事機関としての議会の果たす役割は、地方分権の流れの中でいっそう大きくなっています。
- ・議会がそういった重要性を認識したうえで、執行機関の監視、会議の公開、憲法でいう「地方自治の本旨」にのっとり、関川村の将来を見据えた議会活動を促すよう規定したものです。

第5節 村の役割

（村の責務）

第12条 村は、村民の意思を取り入れ、村民参画を基本とし、総合的かつ迅速に行政運営を行うものとする。

【説明】

- ・ ここでいう村とは、用語の定義で説明していますように執行機関(村長と行政委員会)を指しています。そのうち村長は、地方自治法第147条で統括代表権、第148条で事務の管理執行権、そして執行機関等の総合調整権を有しています。
- ・ 村は、主権者である村民について行政を運営するうえで参画を促し、村民の意志に十分配慮しながら総合的かつ迅速に執行するよう規定しています。

【具体的な取り組み】

- ・ 総合振興審議会など村の附属機関のほか、村内の諸団体の意見を積極的に聴くための機会をつくれます。

(村政運営)

第13条 村は、公正、公平で効率的な行政運営に努めるものとする。

2 村職員は、村政運営の権限が村民の信託に基づいていることを自覚し、公共の福祉の向上のために、その職務を誠実かつ積極的に果たすものとする。

3 村は、村の発展及び村民との協働に必要な政策調整能力を備えた村職員の養成に努めなければならない。

4 村職員は、村政運営及びむらづくりに必要な能力開発のため、自己啓発に努めなければならない。

【説明】

- ・ 当然のことですが、村は公正、公平で効率的な行政運営に努めるとともに、村の発展を担うに必要な政策調整能力を備えた村職員の養成に努力しなければなりません。
- ・ また村職員には、自己啓発に努め、公共の福祉の向上のために誠実、積極的に職務を果たすよう義務づけています。

【具体的な取り組み】

- ・ 「公正、公平で効率的な行政運営」 — 村長など特別職はもちろん、一般職員にもその大切さの認識がいつそう高まるよう、意識改革に取り組みます。
- ・ 「村職員の能力向上」 — 村民から信頼される職員になるよう、研修の機会をつくり能力向上に努めます。現在毎月実施している「職員研修講座」を継続し充実するほか、各種研修機関への

派遣、自主的な勉強会の育成、民間企業や福祉施設での研修なども計画します。

(総合計画等)

第14条 むらづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画、並びにむらづくりに関するその他の計画(以下、「総合計画等」という。)は、この条例に沿って策定されるとともに、新たな課題に対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

【説明】

- ・ 地方自治法第2条第4項では「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されています。
- ・ その「総合計画」を定めるに当たっては、この基本条例に沿って策定するようにとの規定です。したがって、「総合計画」はこの基本条例の下位に位置することになります。
- ・ また、社会の変化や新たな課題に対応できるよう、生きた総合計画にしておく必要があります。

(安全なむらづくり)

第15条 村は、災害、事故、公害、犯罪等から村民の生命及び財産を守り、安心して暮らすことのできるようにするため、常に関係機関等の協力及び連携を図りながら万全な危機管理体制を確立しなければならない。

【説明】

- ・ 東日本大震災のような大規模地震や水害といった災害が頻繁に発生していることから、いっそう安全なむらづくりをすすめるため追加したものです。
- ・ 災害防止対策も重要ですが、災害発生時に被害を最小限に止めることも重要です。日頃からさまざまな関係機関との連携を図り、体制を整えておくことが必要です。

【具体的な取り組み】

- ・ 集落防災計画に基づく自主防災組織の育成・支援をすすめます。
- ・ 要援護者の円滑な避難体制を整えるため、集落や福祉関係機関等との連携を図ります。
- ・ 災害時には、的確な防災情報伝達ができるよう、防災訓練等を通じて、体制の充実を図ります。

第6節 自治体間の連携及び村外の人々との交流

(自治体間の連携及び村外の人々との交流)

第16条 村は、近隣自治体との情報の共有及び相互理解のもとに、効果的に自治を推進するものとする。

2 村民及び村は、関川村の多様な情報を積極的に発信するとともに、様々な取り組みや活動を通じて、村外の人々との交流を促進し、そこで得た知識及び意見をむらづくりに活用するものとする。

【説明】

- ・ 防災対策や観光振興などの行政を効率的に運営するために、近隣自治体との連携をとる必要があります。また、情報を共有して効果的なむらづくりを推進しなければなりません。
- ・ 情報発信や村外の人々との交流を促進することで得たものを、むらづくりに効果的に活かすことが大切です。

【具体的な取り組み】

- ・ 広域的な課題に対応するために設立した一部事務組合(し尿、障がい者等施設運営など)に継続して加入するとともに、近隣市町村との情報交換を密にし、情報を共有します。また、マスコミへの情報発信を積極的に行うとともに、交流事業などの実施を促進します。

第3章 情報の共有

(情報の共有の原則)

第17条 村民及び村は、自ら考え行動するという住民自治の理念を実現するため、むらづくりに関する情報を共有することを原則とする。

【説明】

- ・ 自ら考え行動するという住民自治の理念を実現するためには、村民と村がともに情報を共有していなければなりません。

【具体的な取り組み】

- ・ 広報せきかわやホームページを通じて、村の情報を伝えるとともに、集落懇談会などを開催して意見を聴いたり議論したりする場を設けます。

(情報公開)

第18条 村は、村政に関して村民に説明責任を果たすため、積極的に情報公開を行うものとする。
2 村が作成する文書等は、村民にわかりやすい表現を用いるものとする。

【説明】

- ・ 村には「関川村情報公開条例」があります。その目的は、村民の村政への参加を促し、村民と村との信頼関係を深め、開かれた村政を目指すことにあります。この基本条例は、「関川村情報公開条例」の上位に位置することから、その理念を掲げています。
- ・ とかく難解だといわれる行政文書について、村民に分かりやすい表現に努めるものとします。

【具体的な取り組み】

- ・ 「関川村情報公開条例」の主旨に基づき、村と村民が村政に関する情報を提供しあい、共有し、そして活用されるよう、情報公開をすすめていきます。
- ・ 村民に向けた公文書には、専門用語やカタカナ語を極力抑えることとし、そのマニュアルを作成し、職員に指導していきます。

第4章 参画・協働

(参画の原則)

第19条 村民は、村の基本的な計画の策定など村政の重要な方針決定に参画する権利を有する。
2 村は、総合計画をはじめ重要な計画策定及び重要な条例制定にあたっては、村民の多様な参画に十分配慮しなければならない。

【説明】

- ・ 少なくとも行政運営の重要な場面に村民が参画することは、住民自治の原点であり権利です。
- ・ 参画には多様な方法がありますので、村はその場面に適切な機会をつくります。

【具体的な取り組み】

- ・ 審議会などの附属機関の委員について、一部は公募します。

- ・ コミュニティや集落に依頼して進める村総合計画の地区別計画づくりには、大勢の村民のみなさんに参加してもらうようにします。
- ・ 村民のみなさんとの意見交換の場をさまざまな場面で設け、村民参加のむらづくりを推進します。

(協働の原則)

第 20 条 事業の実施にあたり村と村民は、協働し、住民力を活かした活動が図られるように努めるものとする。

2 村は、地域の問題を解決するために、コミュニティ、集落等との協働を推進する。

【説明】

- ・ 協働の原則にのっとり、住民力(いわゆる「住民パワー」)を活かした活動によってむらづくりを推進します。また、地域の問題を解決するためには、村が対等の立場でコミュニティや集落等との協働を推進することを規定しています。

【具体的な取り組み】

- ・ 村行政について、コミュニティ、集落や様々な公共的団体とどのようなことで協働できるか把握に努め、確実な事項についてはその実施を進めます。
- ・ 村の自立には「村と村民の協働」が重要です。具体的な取り組み、活動の場面で、村と村民が互いに協力し、また互いの利点を活かしてすすめられるようにします。

第5章 行政評価等

(行政評価等)

第 21 条 村は、行政課題や村民のニーズに対応した能率的かつ効果的な村政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を村民に公表するよう努めるものとする。

2 村は、総合計画等や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を村民に積極的に公表するものとする。

【説明】

- ・ よりよい村政、より効率的な村政を行い、かつ住民自治を実現するためには、村が行っている政策、事業について評価し、見直すことが重要です。

【具体的な取り組み】

- ・ 行政評価の方法はいくつかありますので、村の規模に合った方法を確立して実施するよう努めます。

第6章 推進機関等

（推進機関）

第 22 条 村は、この条例に沿った住民自治の推進に努めるための機関を設置するものとし、関川村総合振興審議会(昭和 57 年関川村条例第 1 号)をもってその機関とする。

【説明】

- ・ この条例をきちんと執行し推進するためには、その推進機関が必要です。この推進機関は、自ら様々な活動をするのではなく、状況を把握しながら促進を促す機関と位置づけています。
- ・ 推進機関は新たに設置するのではなく、行政全般について議論できる「関川村総合振興審議会」にその役割を担ってもらうものです。

【具体的な取り組み】

- ・ 「推進機関」としての総合振興審議会運営、体制を確立していきます。

（条例の尊重）

第 23 条 議会及び村は、新たに条例、規則その他の規程等を定めようとする場合においては、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

【説明】

- ・ 議会と村は、この「関川村むらづくり基本条例」をきちんと守ること、条例の主旨に沿ったむらづくりをすすめることを規定しています。

【具体的な取り組み】

- ・ 条例の理解、浸透をすすめるとともに、条例をきちんと守っているかどうか、庁議(課長会議)で審査します。

(条例の見直し)

第 24 条 村は、社会的状況等の変化に照らし、この条例がむらづくりの推進においてふさわしいものであるかどうかを一定の期間ごとに検討しなければならない。

2 村は、前項の検討の結果、見直しを必要とする場合は、条例改正のための必要な措置を講じなければならない。

【説明】

- ・ 一般に法令は、最初から見直しを定めているものは稀ですが、この基本条例は、刻々と変化する社会情勢や行政をとりまく環境の変化などに対応して、適時に見直すことが必要だという姿勢を定めたものです。

【具体的な取り組み】

- ・ 見直しについての検討機関は、総合振興審議会とし、庁議で議論されたことなどを総合振興審議会に問題提起し、審議してもらいます。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

【説明】

- ・ この条例に規定されていなくて執行に必要なことは、規則や規程、要綱などで細部を定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。